(様式第42号)

結核に係る健康診断(事業所)月報

あかし保健所長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　　　年　　　月分

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 実 施 者 |  名　称　　　　　　　　　　　　　　　　　  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 TEL 所在地　　　　　　　　　　　　　　　　　 FAX E-mail代表者 　 　　　 　（担当者 　 　 　　　） | 実施者種別 | １.事業者２.学校長３.施設の長４.市町村長 |
| 対象者区分 | **事業者** | **学校長** | **施設の長** | **市町村長** | **備　考** |
| 業務従事者 | 入学年度 | 収容者 | 一般住民 |
| □学校(教)職員□病院･診療所･　介護老人保健　施設等の職員□施設の職員　で業務に従事 | □大学等□高等学校等□専修(専門)　学校 | □刑務所　(20歳以上)□特養･養護･　知的施設等(65歳以上) | □65歳以上の者□市町村長が必要と認める者 | □乳幼児(BCG)□市長村長　が必要と　認める者 |
| 対象人員　① |  |  |  | (　　　) | [　　　] | □年度対象人員□対象追加報告 |
| 受診人員　② |  |  |  | (　　　) | [　　　] | □年度受診人員□受診追加報告 |
| 未受診者数③ |  |  |  | (　　　) | [　　　] |  |
|  | 未受診理由 |  |
| 一次検査　④ | 間接撮影者数 |  |  |  | (　　　) |  | <再掲>法第53条の4及び５(他で受けた健診等)⑤　　　　人 |
| 直接撮影者数 |  |  |  | (　　　) |  |
| 喀痰検査 注) |  |  |  | (　　　) |  |
| 要精密検査者数 |  |  |  | (　　　) |  |  |
|  | 精密撮影者数 |  |  |  | (　　　) |  |
|  | 喀痰検査者数 |  |  |  | (　　　) |  |
| 被発見者数 | 結核患者数 |  |  |  | (　　　) |  |
| 結核発病のおそれがあると診断された者 |  |  |  | (　　　) |  |

記入上の注意

受付

１　｢実施者種別｣の欄は、該当するものの数字を○で囲むこと。都道府県知事又は市町村長が所属の

職員について実施したときは、事業者として報告すること。

２　｢対象者の区分｣の欄については、該当する項目の□にレ印又は塗りつぶすこと。

３　未受診者理由欄については、その理由を詳細に記入すること。

４　報告時に一次検査未受診として報告し、後日、受診が判明した場合については、判明した者につい

て追加報告願います。

この場合、備考欄の対象･受診追加報告の□にレ印又は塗りつぶすこと。

５　喀痰検査 注)は、エックス線撮影検査ができない人を対象に実施した喀痰検査件数を計上願います。

６　市町村長が必要と認める者の健診を実施した場合、(　)書きで外書きしてください。

７　市長村長が認める生後1歳～4歳に達する者にBCG接種した場合、[　　]書きで外書きしてください。

８　裏面の注意事項をよく読んで下さい

【注意事項】

１）当該報告書は、原則として月報報告となるものです。

平成　年　月分欄には、定期健康診断を主として実施した年月をご記入下さい。

２）実施者欄には、電話、ＦＡＸ、Ｅ－ｍａｉｌ、ご担当者様のお名前をご記入下さい。

　　※本報告書には、必ずしも公印は必要ありません。また、ＦＡＸでの報告も可。

３）実施者種別は、該当するものを○で囲んで下さい。

対象者区分欄の該当する□には、レ印又は■に塗りつぶして下さい。

４）対象人員①＝受診人員②＋未受診者数③

５）受診人員②＝一次検査④(間接撮影＋直接撮影＋喀痰検査)　※法第５３条の４及び５⑤含む

　　○法第５３条の４適用者とは、定期健康診断を受ける者が、健診日の３ヶ月前に定期健康診

断に準ずる内容の健康診断を受け、定期健診実施者に診断書などを提出した者。

具体例(1)　新規採用職員

定期健康診断が５月に予定され、採用時の健康診断を３月に受診していた場合。

具体例(2)　胸部疾患があるため医療機関を定期的に受診している

　　　　　定期的に胸部エックス線検査を受診している場合

　　○法第５３条の５適用者とは、定期健康診断を受けなかった者が、その後、個人的に定期健

康診断に準ずる内容の健康診断を受け、定期健診実施者に診断書などを提出した者。

６）未受診理由は、詳細に記入して下さい。

　　例）生徒：５人不登校のため未受診、入所者：２人ねたきりのため未受診

職員：２人妊娠疑い、２人拒否、人間ドックを予定

７）その他、ご不明な点は　あかし保健所保健予防課 (078-918-5421)までお願いします。

－感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律抜粋－

|  |
| --- |
| （定期の健康診断） 第五十三条の二 　労働安全衛生法 （昭和四十七年法律第五十七号）第二条第三号 に規定する事業者（以下この章及び第九章において「事業者」という。）、学校（専修学校及び各種学校を含み、修業年限が一年未満のものを除く。以下同じ。）の長又は矯正施設その他の施設で政令で定めるもの（以下この章及び第九章において「施設」という。）の長は、それぞれ当該事業者の行う事業において業務に従事する者、当該学校の学生、生徒若しくは児童又は当該施設に収容されている者（小学校就学の始期に達しない者を除く。）であって政令で定めるものに対して、政令で定める定期において、期日又は期間を指定して、結核に係る定期の健康診断を行わなければならない。 ３　市町村長は、その管轄する区域内に居住する者（小学校就学の始期に達しない者を除く。）のうち、第一項の健康診断の対象者以外の者であって政令で定めるものに対して、政令で定める定期において、保健所長（特別区及び保健所を設置する市にあっては、都道府県知事）の指示を受け期日又は期間を指定して、結核に係る定期の健康診断を行わなければならない。（他で受けた健康診断） 第五十三条の四 　定期の健康診断を受けるべき者が、健康診断を受けるべき期日又は期間満了前三月以内に第五十三条の九の技術的基準に適合する健康診断を受け、かつ、当該期日又は期間満了の日までに医師の診断書その他その健康診断の内容を証明する文書を当該健康診断の実施者に提出したときは、定期の健康診断を受けたものとみなす。 （定期の健康診断を受けなかった者） 第五十三条の五 　疾病その他やむを得ない事故のため定期の健康診断を受けることができなかった者は、その事故が二月以内に消滅したときは、その事故の消滅後一月以内に、健康診断を受け、かつ、その健康診断の内容を記載した医師の診断書その他その健康診断の内容を証明する文書を当該健康診断の実施者に提出しなければならない。 （通報又は報告） 第五十三条の七 　健康診断実施者は、定期の健康診断を行ったときは、その健康診断（第五十三条の四又は第五十三条の五の規定による診断書その他の文書の提出を受けた健康診断を含む。）につき、受診者の数その他厚生労働省令で定める事項を当該健康診断を行った場所を管轄する保健所長（その場所が保健所を設置する市又は特別区の区域内であるときは、保健所長及び市長又は区長）を経由して、都道府県知事に通報又は報告しなければならない。  |

**結核に係る健康診断（事業所）月報　Ｑ＆Ａ**

平素は、保健衛生行政に多大なるご協力を頂き厚くお礼申し上げます。

診療所等から比較的質問の多い事項をＱ＆Ａとしてまとめましたので、ご参照ください。

【Ｑ＆Ａ】

1. いつの時期の分を報告するのですか？

　　→令和2年4月から令和3年3月実施分の報告をお願いします。

②ＦＡＸ報告でもよいか？

　　→可能です。（あかし保健所保健予防課：ＦＡＸ　078-918-5441）に送信してください。

③現在、休業中ですが、報告の必要はありますか？

　　→お手数ですが、当所まで休業している旨をお知らせ願います。（廃業も含む）。

　　　あかし保健所保健予防課：ＴＥＬ　078-918-5421

④非常勤職員も対象となりますか？

　　→常勤的非常勤（常勤勤務日数の３／４程度勤務する者）は対象としてください。

　　　その他は事業主側で判断してください

⑤対象者は具体的にどういう者が該当しますか？

　　→基本的には結核患者と接触しうるものとなりますが、明確な基準はありませんので、全職員を対象としても差し支えありません。

⑥会社の付属診療所ですが、従業員全部が対象となるのですか？

　　→付属診療所の職員だけが対象となります。

　　　労働安全衛生法に基づく従業員の定期検診はありますので、従業員の定期健診は必要です。

　　　あくまで、当所への報告義務があるのは付属診療所の分だけです。

⑦定期健康診断は実施していないのですが、実施しなければなりませんか？

　　→事業主には法的実施義務がありますので、最低、常勤の従業員には健康診断を実施する必要があります。健康診断実施後、報告書を提出願います。

⑧５月に従業員の定期健康診断（胸部Ｘ線検査）を実施したのですが、また実施しなければなりませんか？

　　→今回の報告書提出の為に、再度の検査を実施する必要はありません。5月に実施した分を報告してください。

⑨昨年度分の報告書の提出を忘れていましたが、報告は必要ですか？

　　→不要です。今回分から継続して提出をお願いします。

⑩報告期限の後に定期健康診断を予定していますが、この場合の報告はどうすればよいですか？

　　→健康診断実施後に必ず報告願います。

⑪報告様式に月報とありますが、毎月報告するのですか？

→法令上は、1月分をとりまとめ翌月の10日までの報告するようになっています。

　　　毎年度、定期健康診断完了時には、ご提出願います。毎月の報告は不要です。

⑫直接撮影と間接撮影の違いは？

　　→病院や診療所で撮影された場合は直接撮影です。健診バスで撮影された場合は間接撮影が多いですが、実施受診機関に問い合わせください。